

平成 30 年度第 1 回 北海道子どもの未来づくり審議会  
子ども・子育て支援部会 議事録

日 時：平成 30 年 12 月 19 日（水） 15:30～17:43  
場 所：北海道第 2 水産ビル 4F 会議室  
出席者：別添「出席者名簿」のとおり  
議 題：別添「次第」のとおり

開 会

【子ども子育て支援課 丸山主幹】

定刻になりましたので、ただいまから平成 30 年度第 1 回北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会を開催いたします。本日はお忙しいところ、また、足下の悪いところを御出席いただきまして誠にありがとうございます。議事に入るまでの間進行を務めさせていただきます、子ども子育て支援課の丸山です。どうぞよろしく願いいたします。これ以降、座って進めさせていただきます。

開会に当たりまして、子ども未来推進局子ども子育て支援課 鈴木課長から挨拶申し上げます。

【子ども子育て支援課 鈴木課長】

皆さんお疲れさまです。北海道保健福祉部子ども未来推進局で子ども子育て支援課長をしております、鈴木と申します。どうぞよろしく願いいたします。委員の皆様には、こういった天気ではございますけれども、大変お忙しい中お集まりいただきまして、まず御礼を申し上げます。

さて本道の合計特殊出生率は 1.29 ということでございまして、全国平均を大きく下回るという状況が続いております。国ではこの少子化対策といった点、それから人づくり革命という観点から、来年度 10 月から始まります幼児教育と保育の無償化が国と地方の協議の場におきまして財政負担の割合なども含めて今議論がなされているといったような状況でございまして、私ども道といたしましてもこういう動きについて、どのような状況になるかということに注視しているところでございます。こうした中、道では、これまで平成 27 年度から 5 年間にわたって推進することとしております、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」で合計特殊出生率の向上を目標に掲げまして、各種施策のそれぞれの目標を立てまして、施策に取り組んできているところでございます。次期計画が平成 32 年度からということで、その計画の策定に向けて、現在取り組んでおります施策の推進状況の評価や検証、また、新たに目標として掲げて取り組んでいかなければならない施策につきまして、この審議会や部会を通じて今後議論をしていただきたいと思いますと考えてございま

す。本日は、まず平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間、現在の計画に基づいて取り組んできた施策につきまして、皆様方に評価への御意見をいただき、さらに今後の次期計画策定に向けた考え方などを御説明させていただき、御議論をいただきたいと存じておりますので、委員の皆さんにおかれましては、それぞれの立場におかれまして、忌憚のない御意見をいただきたいとお願いする次第でございます。

簡単でございますけれども、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいいたします。

|               |
|---------------|
| 審議会成立宣言・日程説明等 |
|---------------|

**【子ども子育て支援課 丸山主幹】**

本日は小田委員、宮崎委員、木村委員、白井委員、善岡委員、池部委員の 6 名から欠席する旨の連絡をいただいております。また、西村委員は若干遅れてくる旨の連絡をいただいております。現時点で委員総数 17 名のうち 10 名の出席をいただいておりますことから、北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第 27 条第 2 項の規定に基づきまして、審議会が成立していることを御報告申し上げます。

次に、新しく委員になられた委員を御紹介させていただきます。内藤委員の後任といたしまして日本労働組合総連合会北海道連合会から御推薦をいただきました高階委員でございます。

**【高階委員】**

どうぞよろしくお願いいいたします。

**【子ども子育て支援課 丸山主幹】**

どうぞよろしくお願いいいたします。次に、本日第 1 回目の子ども・子育て支援部会ですので、事務局の職員を紹介をさせていただきたいと思っております。

ただいま御挨拶申し上げます。子ども未来推進局子ども子育て支援課長の鈴木でございます。

**【子ども子育て支援課 鈴木課長】**

鈴木でございます。

**【子ども子育て支援課 丸山主幹】**

福祉局地域福祉課人材確保担当課長の宮澤でございます。

【地域福祉課 宮澤課長】

地域福祉課で保育士と介護職員の福祉人材確保を担当している宮澤です。よろしくお願いいたします。

【子ども子育て支援課 丸山主幹】

子ども子育て支援課の野田主幹でございます。

【子ども子育て支援課 野田主幹】

野田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【子ども子育て支援課 丸山主幹】

地域福祉課の河谷主幹でございます。

【地域福祉課 河谷主幹】

福祉人材グループの河谷です。よろしくお願いいたします。

【子ども子育て支援課 丸山主幹】

どうぞよろしくお願いいたします。

ここで配布資料の確認をさせていただきたいと思います。机の上に置かせていただいておりますが、会議次第、出席者名簿、事務局等の名簿、配席図、資料の1-1 第3期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の評価について、資料1-2 第3期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の評価、資料2 次期子ども・子育て支援事業支援計画の検討の進め方について、資料3 第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の策定スケジュール（予定）、資料4 道の子育て支援施策の展開について、資料5 放課後児童クラブに係る従うべき基準の見直しについて、資料6-1 北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会の構成、資料6-2 北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会設置要綱と別冊といたしまして「第3期の子ども未来づくり計画」を、審議会の委員の皆様以外にお配りしています。不足などありましたらお申し付けください。

続きまして本日の日程ですけれども、次第にありますとおり、審議事項といたしまして、1 第3期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の評価について、2 次期子ども・子育て支援事業支援計画の検討の進め方について、3 第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画の策定スケジュールについて、4 道の子育て支援施策の展開について、5 放課後児童クラブに係る従うべき基準の見直しについて、報告事項といたしまして、北海道子どもの未来づくり審議会子ども・子育て支援部会の委員改選についてとなっております。なお、終了時間は御案内のとおり、おおむね17時30分を予定しております。

それでは本日の議事に入りたいと思います。これからの議事進行につきましては、松本  
部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 審議（１）

### 【松本部会長】

こんにちは。今日は議事が多うございますので、早速議事に入りたいと思います。進行  
の時間配分ですけれども、審議事項が５点、報告事項が１点ございます。恐らく、審議事  
項の３点目と報告事項は、案外早く終わるだろうと思いますので、数分を見て、その残り  
の時間を審議事項の１、２、４、５に充てますと、大体２０分から２５分ずつで配分をしな  
いと全部終わらないこととなります。もちろん重要な質疑を行わないということでありませ  
んけれども、そのあたりを念頭に置いて進行に御協力いただけるとありがたいです。それ  
で、残ったところについてどうしても発言がありましたら最後に残して、最後残ったとこ  
ろをもう一度おさらいをする形で発言をいただくという進め方でいきたいと思いたすけれ  
ども、よろしゅうございましょうか。

それではまず、審議事項の１点目、計画の評価について事務局のほうから御説明お願いい  
たします。

### 【子ども子育て支援課 千葉主査】

少子化対策グループ主査の千葉と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。  
私からは「第３期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」の評価について、資料１-１  
及び資料１-２をもちまして説明させていただきます。座って説明させていただきます。

まず資料１-１をご覧ください。本審議会においては、子ども・子育て支援法に基づく子  
ども・子育て支援事業支援計画等について審議いただくこととしておりますが、その子ど  
も・子育て支援計画は冊子でお渡ししている「第３期北の大地☆子ども未来づくり北海道  
計画」と一体的に作成しております、その内容を盛り込んだものとなっております。子  
ども未来づくり計画の進捗状況については、各年度の進捗状況を本部会の親会に当たる北  
海道子どもの未来づくり審議会で審議をいただいているところです。なお、現計画につい  
ては平成３１年度までとしておりますので、平成３２年度からの次期計画に向けて、今回、  
平成２７年度から２９年度までの取組状況について、効果や課題を整理し評価を行うことと  
し、先月２０日に親会において、計画全体について審議をいただいたところでございま  
す。本部会においては、子ども・子育て支援事業支援計画関係部分について審議をいただ  
こうと考えております。

「２ 審議会及び部会における審議について」をご覧ください。次期計画策定の検討に当  
たっては、計画全体を子どもの未来づくり審議会、いわゆる親会、子ども・子育て支援事

業支援計画についてはこちらの本部会、そのほか新たに策定することとなった社会的養育推進計画については今年度新たに設置した社会的養育推進計画検討部会において審議をすることといたしました。本部会での評価結果意見等を踏まえ、論点を整理し、次期計画の基本的な考え方に反映させていただこうと考えております。

「3 当面のスケジュール」については、後ほど審議事項3で詳細を説明させていただきますが、日程的には記載のとおり、おおむね考えておりますのでよろしくお願いたします。

続きまして、資料1-2をご覧ください。こちらが、計画全体を審議する親会で審議いただいた資料となっております。表紙と目次をめくっていただいて1ページ、2ページ目をご覧ください。こちらに現計画の構成を記載しております。第3期計画では「結婚」「妊娠・出産」「子育て」「子育て・自立」の4つのライフステージとそれを支える「地域の環境づくり」の5つのステージを設定し、各ライフステージに応じた切れ目のない支援を展開することとしております。それぞれのステージごとに施策の目標を立て、28の中項目とその下に74の小項目の目標を設け事業を進めているところでございます。子ども・子育て支援事業支援計画については、「子育て」のステージと「子育て・自立」のステージにある太枠、太字で書かれて記載されている部分、こちらが計画の内容の主な部分となっております。そこから主な部分について、平成27年度から29年度までの道の取組状況、目標の達成状況、課題についてこれから御説明したいと思います。

まず、6ページ、子育てのステージをご覧ください。こちらは「地域の子育てを応援する気運の醸成」ということになっております。総合ポータルサイト等による情報提供や「ほっかいどう未来輝く子育て大賞」の実施、また、仕事と家庭の両立ができる職場環境のため、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発・促進に取り組むとともに、当時女性プラザの運営などに、道として取り組んでまいりました。

課題としては下に記載されてある、総合ポータルサイトやほっかいどう未来輝く子育て大賞の認知度をさらに高め、社会全体で子育てを応援する気運のさらなる醸成が必要であること。また、男女平等参画社会づくりの重要性についてさらなる理解の促進が必要であることを挙げております。

続いて、7ページをご覧ください。ここからが本部会で審議していく中での中心的な項目になるかと思いますが、「待機児童の解消等」と「幼児教育・保育の充実」になります。道の主な取組としては、保育所及び認定こども園等の計画的な整備やサービス提供体制の確保、へき地保育所の運営の支援、地域の幼稚園において保育サービスを提供する等による受け皿の整備を行いました。さらに保育士等にかかわる人材の資質の向上や支援の担い手の確保のための各種研修等に努めてまいりました。7ページの中段以降は数値目標を設定した指標の進捗状況を記載しております。

続いて8ページの目標の達成見込みをご覧ください。目標の達成見込みにつきましては、待機児童の解消については平成30年4月1日現在でゼロという目標は達成できず、

政令・中核市以外で若干の増加傾向がございます。現在国の子育て安心プランに基づき、全ての市町村において子育て安心プラン実施計画が設置策定され、平成32年度末までに待機児童の解消が見込まれているところがございます。また、認定こども園については目標達成しているものの、夜間保育・休日保育については6割程度の達成状況であり、次年度も同程度で推移する見込みでございます。地域子ども・子育て支援事業については目標をおおむね達成できる見込みです。必要とする教育・保育の量の見込みについては事業計画の設定目標の95%を超えているところがございます。さらに先ほど申しましたか、平成31年度に向けて、子育て安心プランによる財政支援を受けた保育の受け皿整備が予定されており、目標はおおむね達成できる見込みとなっております

課題についてですが、子育て安心プラン実施計画の着実な推進のため、保育の受け皿整備とあわせて、保育人材の確保に向けた取組をより推進していく必要があることと、潜在的なニーズも含めた保育需要の把握が必要であること。また、幼稚園教職員研修における指導計画に関する内容の充実と、「幼児教育を語る会」においても保育者の研修機会の確保や幼児教育と小学校の教職員の幼保小連携・接続に係る理解促進の必要性が求められていることを課題ととらえております。

なお、親会においては3点ほど付帯意見がございました。1点目は、夜間保育と休日保育について6割程度の達成状況であり次年度も同程度で推移する見込みであれば、課題に記載してはどうかという御意見。2点目は道内の利用者支援事業の数が増えていないのもっと道内に広がっていくことが必要ではないかという御意見。3点目に子育て支援員の研修が全道各地で行われるよう開催回数を増やしてほしいという御意見をいただいております。

続いて9ページをご覧ください。「放課後児童の健全育成」と「地域における子育て支援体制等の充実」についてです。こちらの主な取組としましては、放課後児童クラブ、放課後子供教室の運営支援、地域子育て支援拠点を設置し、子育て親子の交流等を促進する事業を実施している市町村に対する補助、そして、ファミリーサポートセンターの活動の促進などに取り組んできました。目標の達成状況については、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、ファミリーサポートセンターについては目標が達成されておりますが、放課後子ども教室については放課後児童クラブを実施している市町村において既に子供の居場所づくりは確保されており、新たな設置が進まない状況であるため目標の設定達成は難しい状況となっております。

課題についてでございますが、放課後児童クラブの待機児童が年々増加傾向のため受け皿の量的拡充が必要となること。地方においては放課後児童支援員のなり手が不足しており、人材の確保と資質の向上に向けた取組を進める必要があること。また、地域子育て支援拠点等の中堅職員等を対象とした専門的な研修機会の確保が必要なこと、としております。

続いて、少し飛びますが、14ページをご覧ください。こちらに保育料無償化に関連する

記載がございます。まず、主な取組、8番の部分になりますが、多子世帯の経済的負担を軽減するため、第2子以降の3歳未満の乳幼児に係る保育料の無償化を行う市町村への支援としまして、平成29年度に札幌市を除く155市町村へ補助しております。

課題としましては、地方では相談支援または対象となる児童が存在しないなどの理由により保育料無償化の取組が遅れている市町村があることと捉えております。

続きまして2ページ飛ばしていただいて、17ページをご覧ください。こちらは「子育て・自立」のステージなのですが、児童館、児童センターの記載がございますので御説明をいたします。主な取組状況については、2番にありますとおり児童館や児童センターの整備の促進に取り組んでおります。課題としては、平成30年10月の児童館ガイドラインの見直しにより児童館には子供の健全育成に地域ぐるみで取り組むための中核施設としての役割が求められているということと捉えられております。

説明は以上でございます。

#### 【松本部部长】

ありがとうございました。それでは質疑に移りたいと思います。今御説明のあった範囲でどこからでも、特に全体を通して御意見があるという方がそういう形でおっしゃっていただいても、もちろん構いませんけれども、特にこの部会で審議すべき事項については、特に重点的に御意見をいただければと思います。いかがでございましょうか。

親会のほうでの意見は先ほど3点紹介がありましたけれども、ほかに承知しておくべきことはないでしょうか。もし御紹介いただければ、あるいは全体を通してというところでも。

#### 【子ども子育て支援課 丸山主幹】

放課後児童クラブの支援員に関する意見がありました。国から支援員が1人でもいいという指示が出ていて、学校の夏休みなど長期休暇等に職員配置が難しいという意見と、その一方で放課後児童クラブについては人材確保と質の向上に向けて取組を進めるというのが基本であり、人数や実情に合わせて、保育の質と安全を評価・議論すべきという意見がありました。

その他、親子の孤立を防ぐ地域の居場所としての地域子育て支援拠点や、親子に必要なサービスの情報提供を行う利用者支援事業は、児童虐待の発生予防にも大きな役割を担っているのではないかという御意見をいただいております。以上です。

#### 【松本部部长】

ありがとうございます。今のと重なるところでも構いませんし、出なかったところでも構いませんので、どなたか。それでは、品川委員、お願いします。

**【品川委員】**

細かいところではないのですが、今後の進め方で、例えば 8 ページの、先ほどの「待機児童の解消」「幼児教育・保育の充実」で大変もったもな課題が出ていて、それも重要な大きい課題だというふうに思います。ですが、今回評価について検討しているので、当然次期の計画の中に結びつけていく課題と、それから、現在早急に対応していかなければならないような課題とがあると思うのです。そのあたりをどのように捉えていらっしゃるか、わかる範囲で結構ですので教えていただけますか。

**【松本部長】**

特に、これは次の計画のつくり方ともかかわってくるでしょうけれども。

**【子ども子育て支援課 野田主幹】**

ただいまの御質問ですけれども、まず幼児教育の関係ですが、先般、教育庁と知事部局が一体となって「幼児教育基本方針」を策定して、それぞれ保育所、幼稚園、認定こども園等幼児教育施設という形で整理をし、関係部局・機関が一体となって教育・保育を進めていくこととしたところです。その方針に幼稚園・保育所・小学校の連携や、研修、教育の質の向上を、今後、重要課題として、重点的に進めていきたいと考えております。今後子どもの未来づくり計画の見直しに当たっては、そういった要素も計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

また、喫緊の課題ですけれども、例えば、待機児童の数です。平成 30 年 4 月 1 日には待機児童ゼロを目標としてこれまで取組を行ってきておりましたが、残念ながら目標をクリアできておりません。その理由として特定の地域におきまして、新規企業の立地などにより人口が増えたケースがあります。具体的に申し上げますと、七飯町が J R 関係の新規企業立地などにより転入者が増えているのですが、その中で子どものいる若い世帯が転入したことが要因となり、利用者希望が増加したということがあります。そのほか、全体的な道内の傾向として、出産後の早期に復職や就労を希望する方々の申し込みが増えていることがあります。さらには、保育士が確保できず、受け入れを制限せざるを得なかったということもあります。平成 29 年 4 月 1 日現在から見ますと平成 30 年 4 月 1 日現在では、待機児童数は倍近く増えています。七飯町だけで 65 名で、増加の約半分を占めています。こうしたことから、待機児童対策は喫緊の課題として受けとめて、国の子育て安心プランを踏まえ、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

それらの課題を、市町村のニーズを踏まえて、需要や事業量を出していただき、道も適切な助言を出して両者が連携しながら、子ども・子育て支援事業支援計画の中に盛り込み、課題の解消に向けて進めてまいりたいと考えています。以上でございます。

**【品川委員】**

要望なのですが、そういう喫緊の課題については対応していくということですが、例えば、道民の方にもわかりやすいように、この点とこの点に関しては今年対応しますとか、といった記述があると良いですね。例えば、保育士確保にしても、受け皿ができて保育士がいなくて子どもが入園できないような状況もあり、とても大きい問題だろうと思います。私も養成校におりますが、今年もほとんどの学生が就職が決まっています。10年前だったら半分しか決まっていなかったところを、もうほとんど決まっているのです。いろいろな園からほかにも就職希望の卒業生がいませんか、と問い合わせが来ている状況で、そのような状況は今までになかったことです。ですので、道として、どういうふうにしていくのかは大変大きい問題だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

**【松本部部长】**

ありがとうございます。今の品川委員の御発言は、特に評価あるいは計画づくりという点で、その広報という点で目標の時間的なスパンということも具体的に示していく必要があるのではないかと、ちょっと広い意見としても、確認をしておきたいと思います。ほかいかがでございますでしょうか。

**【八乙女委員】**

公募委員の八乙女です。今の御意見についてですが、北広島市に日ハムが移転するので、多分転入者が非常に増えると思うのです。その計画は、具体的に今考えていたり、作られたりしそうですか。

**【松本部部长】**

大きな事業が移転するに伴っての人口増が予想される、というところですが。

**【子ども子育て支援課 野田主幹】**

次期計画については後ほど、別な項目でスケジュール等含めて御説明申し上げたいと思います。今御質問のありました北広島に日ハムが移転するという場合は、どのような階層や年齢の方に人口移動があるのか、球場の周辺にどのような住宅が建つのか、そこは市として当然見込まなければならないと思います。さらに、子どもの数がどれくらい増えるのか、あるいは就労や雇用が増え、増えた就業者のニーズとして保育所に預けたい方々がどれくらい見込まれるのか。このような人口の増減も含めて、総合的に市として考えていかなければいけないものと思います。ついては、まず市町村にはそのようなニーズを把握していただくために調査を行っていただきます。その上で、市町村に必要な事業量、例えば保育所の利用者を見込んでいただくことになります。

さらに申し上げますと、国では子育て安心プラン実施計画を市町村で作ることとしており、計画は毎年評価して、見直しています。これも待機児童解消のためのプランですので、

毎年、北広島市であれば北広島市でやっていただくことになります。当然その子育て安心プラン実施計画と、子ども・子育て支援事業支援計画の事業量とは整合性を図っていただくこととなりますので、我々も、助言の機会には、人口の動きに応じた事業量の見込みが十分加味されているのかなどを伺いながら進めてまいりたいと考えております。

**【松本部長】**

よろしいですか。既に計画の評価というよりは、次の計画の策定の方法についての質疑に移っているかと思えますので、もし評価のところでは特段の御発言がないようでしたら、議題の2点目に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは評価については一旦こういう形で御了承いただいたということで、品川委員からの意見は、計画全体の作り方も含めて確認をしておきたいと思えます。

審議（2）

**【松本部長】**

では審議事項の2点目について御説明をお願いいたします。

**【子ども子育て支援課 高木主査】**

子ども子育て支援課保育・育成グループの高木と申します。どうぞよろしく願いいたします。私からは資料の2番目、「次期子ども・子育て支援事業支援計画の検討の進め方」について、資料に沿って説明します。

説明の前にまず、子ども・子育て支援事業計画の概要について、改めて説明させていただきます。この計画には市町村が策定します市町村計画と、都道府県が策定します都道府県計画があります。いずれも国が定める基本指針に沿って策定することとされています。お配りしました資料の1ページ目をご覧くださいと、上段に、基本指針の「子ども・子育て支援」の意義として、記載しております。下段に、市町村計画のイメージがありますけれども、ここに5年間の計画期間における幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての中期計画とあります。例えば、児童の年齢や保護者の就労状況などを踏まえ、御家庭の状況に応じて、幼稚園や保育所や地域子育て支援事業などの利用希望というのは様々ですので、市町村は保護者へのアンケート調査などを通じて利用状況や利用希望の把握を行い、その調査結果をもとに、潜在ニーズを含めました「量の見込み」を算出するというようになっております。また、市町村は子どものための教育・保育給付や、地域子ども・子育て支援事業などを計画的に整備する必要があります。先ほど申し上げた「量の見込み」に対応できるように、どの事業をいつまでにどのくらいの量の整備をするかを定めたものを確保方策といいます。

2ページ目の上段になりますけれども、市町村計画では「量の見込み」と「確保方策」

を記載する必要があります。記載に当たっては、先ほどお話ありました日ハムの移転のような地域事情も踏まえた補正等を行い、必要に応じた「量の見込み」と「確保方策」を記載する必要があります。そのほかに区域の設定や認定こども園の普及に関する事項などを記載する必要があります。

下段になりますけれども、都道府県の計画のイメージとなります。「量の見込み」と確保方策につきましては、区域ごとの積み上げとされており、北海道の今の計画の中では179市町村の「量の見込み」と確保方策の積み上げた数字を記載しているところがございます。ほかに基本的に記載が必要な事項として6つが書いてありますけれども、詳しくはまた後ほど説明したいと思います。

3ページに行きまして、計画と認可・認定の関係ですけれども、社会福祉方針や学校方針などの方針により、保育所や認定こども園を開設する際に、都道府県、また、政令・中核市はその「量の見込み」の範囲内で認可することができるとされており、逆に「量の見込み」を超える申請があった場合には、需給調整によって認可を行う、行わないことができる仕組みとなっております。下段になりますけれども、幼稚園と保育所の機能を合わせ持ち、保護者の就労状況の変化によらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園が最近増えているんですが、国においては、認定こども園の整備を推進しています。先に説明しました需給調整の際の特例措置があります。幼稚園とか保育所から認定こども園へ移行する場合には限られますけれども、市町村の「量の見込み」にプラスして、都道府県計画で定める数を上乗せして認可できるという特例があります。

4ページ目ですけれども、国の基本指針において都道府県計画に記載しなければならないとされている必須事項は5つあります。この表の左側の部分の1番から5番までが必須事項となりますけれども、このうちの5番目の児童虐待とか社会的養護に関する部分につきましては、社会的養護推進計画検討部会での審議事項。また、母子・父子家庭の自立支援に関する事項につきましては、子どもの未来づくり審議会での審議事項になっています。

5ページ目ですけれども、こちらの表にある7点は計画の任意事項となっており、現計画に記載している部分がそれぞれの表の1番右の列に書いてありますので、これらの事項が現計画に載っていることを確認できます。

6ページは、計画の元となります国の基本指針です。平成30年4月1日付けで一部改正しており、地域計画の策定に当たりましてはこの改正内容を踏まえる必要があります。まずはじめに「子育て安心プラン」についての記載があります。安心プランにつきましては、9ページ目をご覧くださいと思いますけれども、国においては、今年と来年の2か年で全国約22万人分の保育の受け皿を確保する、遅くとも32年度末までに待機児童をゼロとする目標を設定し、必要な財政措置を講じるというプランを作っているところで、6ページに戻っていただきまして、この改正内容において、(1)の②と③に、民間の企業が従業員のために整備する保育所である企業主導型保育や、幼稚園で行います預か

り保育などを、今回は確保方策に含めて差し支えないとあります。以上のような改正が今年度冒頭にされています。

7 ページ目から 11 ページ目は、第 2 期計画を作成するに当たっての「量の見込み」の算出の考え方ということで、国が市町村に対して示している手引きです。1 期目の現計画の策定指針にもこのような手引きが示されていて、保護者に対するニーズ調査結果から、この「量の見込み」を算出する方法を記載していますが、次期計画でもこの部分についてはこれまで通りの方法で推計を行うとしております。その上で今回添付したものは、次期計画の策定に当たって新たに反映すべき事項のみを引き出したものになります。8 ページから 11 ページがそうなのですけれども、このほか幼稚園の預かり保育の推計方法、訪問放課後児童の推計方法など、新たな定義が必要になっている部分もございまして、それについては今後国から追加で示される予定となっております。11 ページ目は、国と地方の今後のスケジュールとなっておりますが、来年 3 月にもこの基本指針を改正する予定となっておりますので、その際には市町村・道の計画についても随時反映していくということになりますので、あらかじめご承知していただければと思います。

次の 12 ページ目をご覧いただきたいと思います。今年 9 月に厚生労働省が公表した「新・放課後子ども総合プラン」の概要が 1 枚載っています。この新プランでは放課後児童クラブにおける待機児童を解消するために、平成 33 年度までに全国で約 25 万人分を整備し、その後も女性就業率の上昇を踏まえて、35 年度までに計 30 万人の受け皿を整備する目標が掲げられています。次期計画におきましては、都道府県の子ども・子育て事業計画においてはこの新しいプランを踏まえて、市町村計画の目標数を積み上げまして、計画においての放課後児童指導クラブの数値目標を設定する予定です。

以上を踏まえまして、13 ページ目以降から次期計画に関する等の考え方になります。まず基本事項でございますけれども、現行の計画をベースにしまして、施策の評価・見直しを行った上で評価結果を次期計画に反映します。これまで説明しました国の基本指針、見込みの算出の考え方、子育て安心プラン、及び放課後子ども総合プランなどを踏まえて策定いたします。次に道計画の策定方法ですが、こちら先ほど説明したとおり、「北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」と一体的に策定いたします。計画期間につきましては、国の基本指針におきまして 5 年を 1 期とするペースとして策定すると規定されておりますので、現計画が終了する次年度の平成 32 年度から、平成 36 年度までの 5 年間といたします。都道府県が定める区域ですが、現行の計画と同様に市町村単位である 179 の区域で設定したいと考えており、考え方につきましては、現計画策定の際に、部会の中で審議いただいたときの意見と同様になっています。次に、特定教育・保育施設に係る、必要利用定員総数・提供体制の確保の内容についてですが、現計画と同様な記載内容を想定しています。市町村計画との整合性を図るため、数値の積み上げを基本とする予定でして、この計画掲載イメージが 15 ページに書いてあるイメージで予定しているところです。なお市町村計画の「量の見込み」と確保方策が適切に設定されているか確認することは、当計画を

策定する上で最も重要な作業の一つということをご認識してございますので、来年の夏以降に、市町村へのヒアリングなどを行いまして、数値の精査を行った上での積み上げを行いたいと考えております。

戻りまして14ページをご覧ください。今年度の国の基本指針の改正を踏まえまして、企業主導型保育指針に係る地域枠を確保方策に追加しても差し支えないとされたことから、今回、計画に反映させたいと考えております。ただあらかじめ市町村と企業主導型保育所設置者の間で調整を行いまして、利用者支援事業の対象とした場合に設定できるよう限定されたと回答されておりますので、実際にこの部分を設定する市町村があるかどうかについては、後日別途調査したいと考えております。次に認定こども園の設置数ですけれども、こちらは基本指針で必須事項と位置づけられておりますので、引き続き掲載したいと思っております。地域子ども・子育て支援事業についてですが、13事業のうち全国共通で「量の見込み」を算出する8事業につきましては、引き続き掲載したいと考えています。また内閣府が示した先ほどの手引きの中で、利用者支援事業の「量の見込み」について、基本型・特定型と母子保健型に分けて記載するように指示を示されていますので、地域計画でも、内訳という形で掲載することを考えているところです。次にその他の数値目標の設定につきましては、今ここにある5つの数値目標が設定されていますが、これについても、引き続き目標数値を設定したいと考えております。1番下の認定こども園に移行に係る需給調整特例につきましては、先ほど3ページ目で、説明したとおりです。設定方法は、現計画と同様に市町村ごとの各年度の「量の見込み」と確保方策との差による数と、あと来年度予定しております事業者への意向調査を踏まえて、さらに上乘せが必要な場合には報告に基づいてこの数値を上乘せしていきたいと考えております。

最後に、これから示される国の改正基本指針などを踏まえまして、今後計画を具体化していく過程において、必要な事項をこの部会の中で審議していただきたいと思っております。市町村における現行の計画の推進に当たって、問題点や課題点を次期部会の開催までに調査を行い、新たに整備しなければならない事項が出てきましたら、この部会の中で、併せて審議いただきたいと考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。説明は以上でございます。

#### 【松本部長】

質疑に入りたいと思っておりますけれども、検討の進め方ということで、大枠の進め方という点で、御質問なり御意見をいただければと思います。後でスケジュールの確認と御審議をいただきますけれども、今年度2回、次年度で4回というふうな形で、次年度いっぱいかけて計画を策定して、次々年度からの計画施行になりますのでそれもお含みおきください。先ほど八乙女委員からは地域の特性なり、今後見込まれる特に人口の変動ということをどのように考慮するかということでの御質問をいただきました。品川委員からは、課題と対応について、それを達成するときの時間的な目標といえますか、スパンというものも少し意識して評価

する、あるいは計画策定にもかかわることかと思えますけども、そういう観点で御発言をいただきました。それでは、ほかいかがでございましょうか。山田委員、お願いします。

**【山田委員】**

先日、道主催のライフデザインゼミの講座で名寄市立大学に行かせていただいた際に、講義が終わってから下川町のあるお母さんから相談がありました。その方はひとり親でこれから子育てしながら仕事を続けていくにあたり、ファミリーサポートセンター事業は必要不可欠な事業なのに、下川町にはファミリーサポートセンターがなくて困っているということでした。

地域子ども・子育て支援事業の中で、ファミリーサポートセンター事業は、平成31年でやっと75か所とあり、道内の50%の市町村が実施になる程度でなかなか増えません。

他にも、審議会でもお話させていただいた利用者支援事業については、国からは新制度の取り組みと利用者支援事業は両輪と説明がありますが、道内ではなかなか進んでいません。

市町村によってニーズは違うとは思いますが、取り組みが進まない市町村について、道の方で指導や情報提供、担当職員の研修など、それぞれの市町村が取り組みやすいような情報提供のあり方をお考えいただけたらよいと思いましたが、いかがでしょうか。

**【松本部長】**

今の点について、最後のほうは特に、足りないというところで現状をどう見るかということと、促進の方策、具体的な方策をどのように考えるかということかと思えます。

**【子ども子育て支援課 野田主幹】**

実施主体が市町村ですので、市町村が事業量の見込み、地域のニーズ、そのニーズがどの事業を必要とするのか、当然判断をされてくると思うのですが、今回一つの契機として、改めてそういうお話もいただきましたので、きちんとこれから市町村へヒアリングを行おうと考えているところでございます。ニーズがあるのであれば、このような各種事業を活用していただくというお話は積極的にさせていただきたいと思っています。そして、具体的に数値にする場面においては、現時点では数字だけを見れば箇所数が半分という結果だと思いますが、それが本当は必要とされているのに整備されていないのか、あるいは本当にニーズがないから整備されていないのか、今後我々もきちんと把握して、この計画を作るに当たって確認をさせていただきたいと考えております。

**【山田委員】**

実施するかどうかの判断は市町村の方がされるのだと思うのですが、これから幼児教育・保育の無償化により働く親が増えていくと言われていることや、ひとり親などの家族の多

様化がさらに進むことを考えた時に、保育所拡充の待機児童対策ばかりでなく、その周辺の地域の子育て支援を充実させていかないと子育ては大変と思うので、道の役割として各市町村への情報提供や指導をなさっていただけたらよいと思いました。

【子ども子育て支援課 野田主幹】

先ほど市町村が実施主体と申しあげましたけれども、確かにおっしゃるとおりですので、私どもも、積極的に取り組んでいるところの事例など、情報提供してまいりたいと考えております。

【松本部長】

そうですね。特に計画全体を通して、どういうふうに促進していくかという具体的な手だても意識的に計画に盛り込んでいくことにより、促進の具体的な動きにつなげていくことが重要かと思います。もちろんそういう観点で計画を作られていると思いますけども、より一層、ということでの御発言と、全体として受け止めたいと思います。ほかいかがでしょうか。加藤委員お願いします。

【加藤委員】

北海道国公立幼稚園・子ども園長会の加藤でございます。先ほどの現計画の課題を踏まえて、今、次期の計画について、長いスパンでいろいろな課題を解決していくという話だったと理解したのですが、その課題の中で保育人材を確保していくということが重要です。これから無償化にもなりますし、待機児等をゼロにしていく目標に近づけていくために受け皿を増やしていくとなったときにやはり保育士が足りません。今足りないというのは、例えば幼稚園の預かり保育も受け皿として使っていくことを考えたときに、幼稚園でも預かり保育する保育士が足りなくて見つからないという現状があります。要するに、受け皿をたくさん増やしていったときに、一番心配なのはやっぱり保育の質です。教育・保育の質を維持向上させていくということを合わせて考えていかなければなりません。どんな人でも保育士の資格を持っていれば大丈夫かというところではないので、やはりこの部会の中でも今後その質の部分についてのお話をこれからの計画策定の中でどこかできちんとしていけるといいなと思っております。課題のところに幼稚園教育要領が改定されてと書いてますが、幼稚園教育要領だけでなく、保育所保育指針も幼保連携型認定こども園の教育保育要領でも同じく改定されていて、今は幼稚園の子だから保育園の子だからというのではなく、就学前の子どもはどんな力をつけていったらいいのか、資質や能力や、就学するまでに身につけて欲しいなという姿が同じく示されています。教育・保育の質に関する、例えば保育士や幼稚園教諭や保育教諭に関する研修等も含めて、そういうところは一体化して子ども未来推進局や教育委員会で分かれるのではなく、一緒に質の問題を考えていけるような体制を作っていくといいなと思っております。

**【松本部長】**

計画づくり全体に関して、特に量じゃなくて質の問題をきちんと意識をして、人材確保の問題と表裏一体かと思えますので、そこを含めてそういう観点を計画づくり全体に入れていくということと、具体的に質をどう高めるかということについても、計画の中に何か具体的な議論として入れていったらどうかという、そういう御意見とに理解をいたしました。大変重要な点だと思います。この点に関わって事務局の方に、何かありましょうか。

**【地域福祉課 河谷主幹】**

地域福祉課の河谷と申します。大変貴重な御意見ありがとうございます。現計画の中でも質の向上ということで位置づけてはおりますけれども、先ほどの野田主幹からも話があったとおり、今年度、幼児教育基本振興方針という知事部局と教育庁が一体となって幼児教育のあり方を進めていきたいと思いますという方針ができました。次期計画に向けては、この方針も踏まえながら、それぞれの研修の体系化など今後検討していく必要があるということも御意見としていただいております。そういった中で次の計画の中に反映していく項目として取り上げさせていただく必要があるのかなと考えております。

**【松本部長】**

よろしいですか。ほかいかがでしょうか。はい。辻委員、お願いいたします。

**【辻委員】**

北海道PTA連合会の副会長をしております、辻と申します。よろしくお願いたします。ちょっとお伺いしたいのですが、新・放課後子ども供総合プランにつきまして、放課後児童クラブ、放課後子ども教室の件についてちょっとお伺いしたいのですが、こちらの放課後児童クラブと放課後子ども教室はどういう点で分かれているのかということと、放課後児童クラブ、放課後子ども教室は一体何年生まで利用可能であるかということと、さらに、その地域の実情に応じて社会教育施設や児童館などの小学校以外の施設を活用してとも書いてありますけれども、放課後児童クラブは小学校内で約80%実施することを目指すと書かれていますが、小学校で実施するのは道で目指しているのかと思っておりますけれども、それ以外の、地域の実情で実施するのは、設置後また事業者が別にいるということなんでしょうか。ちょっとその辺がわかりにくかったので、教えていただければ大変ありがたいのですが。今の点についてお伺いします。

**【子ども子育て支援課 野田主幹】**

まず放課後児童クラブと放課後子ども教室ですが、何が違うのかというのは、所管庁が違います。放課後児童クラブは厚生労働省、放課後子ども教室は文部科学省となっております。

それぞれの省で目的は基本的に類似しておりますけれども、厚生労働省の放課後児童クラブは、いわゆる「小1の壁」といわれる小学校に上がると留守家庭に小学生が1人取り残されるという問題を解消するために、利用していただくという目的で設置されています。大抵は児童館などに併設されておりますけれども、中には今小学校も空き教室が増えてございますので、活用しているところもございます。そして、こちらの利用に関しましては、対象となる留守家庭の小学生の、事前の登録が必要になってきます。一方で、文部科学省の子ども教室に関しましては、対象は基本的に地域の子どもということで、対象者は同じと捉えていただければと思います。また、参加の方法は自由です。事前に登録して、いつ利用しますということではなくて、行きたければその日行っていただくというところが、厚生労働省の事業とは大きく違う点と思っております。ほかに放課後児童クラブを運営するに当たっては、開設日数はおおむね年間250日程度とか、開設時間は平日であれば小学校の授業が終わってから大体18時ぐらいまで、中にはそれ以上延長されてやっている放課後児童クラブもあります。一方、放課後子ども教室は、大体4時間以内といった形で整理がされております。

#### 【辻委員】

ありがとうございます。所管が違うことなので、一体になるのはなかなか難しいことだと思うのですが、小学生にとっては多分、学校のそばだったり学校の中だったりにあると、すごく利用しやすいと思うのですが、なかなか児童館になるとちょっと離れた場所にあったり、集団下校で歩いて帰る途中にあったりとかしますので、何とかうまく一体になって保護者の方も利用しやすいようになれば、一番いいのかなと思います。今の幼稚園も幼保一体になってきておりますので、一緒になって子供たちを見守って育てていくという点では多分変わらないと思いますので、もっと子供たちが利用しやすいような形で配置していただければいいなと思っております。よろしく願いいたします。

#### 【子ども子育て支援課 野田主幹】

ただいまの御発言に対しまして、まさしく今国が両事業を一体的にということで考えており、別々に建物を利用している現状からいくと今すぐにはなりづらいかもかもしれませんが、今後その施設の改築や建て替えの時期に合わせて、今おっしゃられたようなお話を国からも検討するように言われておりますので、我々もそのような場合にはきちんとお話をさせていただきながら進めてまいりたいと考えてございます。

#### 【松本部長】

よろしいですか。あと計画の検討の進め方という観点で発言ございましょうか。はい。それでは、お願いします。

**【高階委員】**

今お話のあった新放課後子ども総合プランの中の目標のところ、学校施設を徹底的に活用するとか、約 80%小学校内で実施することを目指すというふうに書いてあるのですが、その理由は、先ほどのお話があったように、利用しやすいからなどという理由なのかということ、まず教えてください。

**【子ども子育て支援課 野田主幹】**

明確に国に確認しているわけではございませんが、基本的には、そのような利便性という部分に着目をして、少子化で子どもの数が減り学校の空き教室が増えている現状を踏まえ、そのような理由で国は進めているものと考えております。

**【高階委員】**

その上でお話しさせていただくのですが、子どもを、留守の家のあるところの見守りなどに、一体的にというのはわかるのですが、学校を使うということになると、今度その線引きが曖昧になるような危険があります。実際、その管轄が厚生労働省も文部科学省もあって、後ほど出てきますが支援員の方の配置もあるのですが、やはり学校という施設を利用するとどうしても学校の事業という見方をされてしまって、何かの対応も学校のほうに来るとしても実際としてあるのです。なので、子どもが利用するのがだめだということではないのですが、こういう目標を立てて学校を実際に使うということになれば、その線引きをしっかりとさせていただいて、曖昧な対応にならないような配慮をお願いしたいと思います。

**【子ども子育て支援課 野田主幹】**

貴重な御意見として受けとめたいと思います。放課後児童クラブと教室の授業とは全く別物であり、配置される職員も全く別な方ですので、その辺の線引きというのは我々も誤解のないような形で取り組まれるように市町村にはお話しさせていただきたいと考えています。

**【松本部長】**

よろしいですか。個別の事業の中身について、となりますと、多分延々と続くので、それは次回以降個別の計画が出てきたときに、それぞれのところでもう少し丁寧な議論をさせていただければと思います。計画の策定の進め方と、検討のあり方についての御意見ということで御発言があればいただいて、なければその次のステップ、スケジュールの確認に進みたいのですが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは一旦、計画の進め方ということで幾つかの貴重な御意見が出ていますので、それは全体で共有したいと思います。

審議（3）

**【松本部長】**

それでは、議題 3 点目のスケジュールについて御説明をお願いいたします。

**【子ども子育て支援課 千葉主査】**

資料 3 をご覧ください。計画策定までの審議会、子ども・子育て支援部会と 11 月 5 日に立ち上げました社会的養育推進計画検討部会のそれぞれの今年度と来年度の、現時点で想定される大まかなスケジュールとなっております。今年度中の動きといたしましては、現計画の評価に関しては計画全体について 11 月 20 日に開催した表の左側でございます、第 3 回の審議会でご意見をいただいたところであり、本日、第 1 回目子ども・子育て支援部会において個別計画である、子ども・子育て支援事業支援計画に関する内容について御意見をいただきました。今後の予定でございますが、第 2 回の部会については、2 月上旬に開催を予定しております、現計画の評価について部会としての意見を取りまとめるほか、道内の教育・保育の現状と課題について審議いただくこととしており、同じく 2 月上旬に開催を予定している第 4 回目子どもの未来づくり審議会において、部会における評価結果や意見等を踏まえ、論点を整理して、次期計画の基本的な考え方に反映していきたいと考えております。来年度、31 年度ですが、例年 7 月に審議会において審議していただいております、計画の推進状況のほか、次期計画の基本的考え方、骨格素案、確保方策などを 5 月に審議いただき、8 月には次期計画の基本的考え方、骨格案、「量の見込み」、確保方策など、10 月には計画の素案、12 月にパブリックコメントを経て、32 年 1 月には計画案を審議していただく予定としており、各専門部会における議論を踏まえ、審議会において審議いただくこととしております。現時点で想定されるスケジュールということになりますが、今後国の動向等によりスケジュールの変更があり得ますが、このような形で進めていきたいと考えております。説明は以上です。

**【松本部長】**

いかがでしょうか。年度内にもう 1 回、年度が明けて次年度に 4 回ということですがけれども、最後のほうは計画案の確認と修正ということでしょうかから、年度内と次年度の上半期で集中して中身の議論をいただくというふうなスケジュールかと思えます。品川委員、お願いします。

**【品川委員】**

特に異論があるわけではないのですが、来年度の秋に無償化になった場合、2 次調査の結果が変わってくると思うのですが、そのあたりはどのように位置づけてこの計画にされたのか、ちょっと教えていただけたらと思います。そのあたりを踏まえていらっしゃるのか。どうなのかというところですよ。こちら拝見すると、来年度の「量の見込み」

というのが 8 月ぐらいにありますけれども、全ての市町村で例えば郵送のアンケート調査をやるわけではないですよね。国がニーズ調査をするように言っていますけれども、全てアンケート調査してまいりたいという言い方ではなかったように記憶しております。そのあたりすごく変わってくる可能性もあるので、どのように計画の中に、それらの来年度の変化を踏まえて、反映させていくつもりでいらっしゃるかを教えていただければと思います。

**【子ども子育て支援課 野田主幹】**

無償化の件ですけれども、来年度の 10 月、無償化が実施されるということで、承知はしておりますが、大枠は国のほうで方針が示されておりますが、現時点では特に認可外施設の取り扱いなどについて、まだ具体的に示されているものは何もないという状況です。これは市町村も同じ状況です。間もなく国も、例年でいけばある程度概算要求が示されてくるものと思われま。当然その中には、幼児教育の無償化についても一定程度示されるのではないかと我々も期待しているところなのですが、そういうタイミングで示されていけば、これからニーズ調査などでそういった部分を市町村として見込むにあたっては、いろいろな手立てを考えて取り組んでいけるのかなと思います。しかし、これが遅れば遅れるほど、そういった作業にも支障を来すという部分がありますので、現時点でその作業スケジュールが加味されているのかと申しますと、そこまでは想定はできておりません。タイミングを見ながら、我々も取りまとめの時期など少し柔軟に対応していきたいと考えております。

**【子ども子育て支援課 鈴木課長】**

補足しますと、今、野田から申し上げたとおり、国におけるスケジュールの置き方というのは、今の 3 期計画を作る時の 5 年前と同じように、その当時の作業スケジュールを前提とした形で今回もスケジュール組みをしています。ただ、品川先生のおっしゃるとおり、来年の 10 月の無償化に絡めて、実際どういう保育のニーズ、動きが変わるかに関しては、今のところ市町村を含めて、予測がまだできていないという状況があります。今回については、恐らく 10 月に始めてすぐの動きを見ても、どうなるかはまだ見極められず、翌年の 4 月 1 日にどれほどの保育需要が出るかということも、手探り状態で把握していかなければいけないということもありうると思っています。ですから、計画の策定のスケジュールはこうなっていますけれども、後半のほうは恐らく「量の見込み」方が少し変わってくることに応じて、ぎりぎりまで積み上げた数字の動きを見ていかなければいけないのだと思います。それでも、開始年の 32 年 4 月 1 日の時に本当に見込んだとおりの動きになるかどうかということも、また予想外のことが生じてくる可能性もあるかもしれません。そういった不測の事態も生じてくれば、途中で計画の数値の見直すということも考えていかなければいけないこともあるかもしれません。

**【松本部長】**

スケジュールという点でいうと、今課長からおっしゃっていただいたように、現時点でのスケジュールであると。ただ、品川委員から出たように、今後の政策の動きによって大きくいろいろな条件が変動する可能性があるので、それはちょっとその都度ここでこの場できちんと確認をして、このスケジュールを少しどうするかと。あるいはそのような計画づくりと変動の幅のようなものをどういうふうに織り込むかということは、この場での議論というふうにさせていただかねばならないことを確認、ということによろしいでしょうか。

一旦こういうスケジュールで確認をさせていただきますけれども、これは今後のいろいろな動きによって若干変動の可能性があるということも含めてください。またその中で、今のような観点がありますし、あるいは放課後児童クラブの問題でも幾つか議論が出ましたけれども、かなり大きな動きが出てくるかもしれませんので、そこも含めて丁寧に議論していただければと考えております。

#### 審議（４）

##### 【松本部長】

それでは、議事の４点目に移りたいと思います。御説明をお願いします。

##### 【子ども子育て支援課 高木主査】

資料４、道の子育て支援施策の展開について御説明いたします。道では子ども・子育て支援事業計画を推進するために、様々な施策に取り組んでいるところですが、現行の計画期間を一つの区切りとしまして、その内容を見直さなければならない施策が何点かございます。

まず１点目でございますけれども、道計画に位置づけている子育て世帯の経済的な負担の軽減に関する事項に関する施策となりますが、資料の１ページ目では、これは国の資料になりますが、幼稚園、保育所や認定こども園での保育料の無償化が来年度の１０月から消費税増税の時期に合わせて実施される予定となっております。内容はこの資料にあるとおり、保育所を利用することについては、３歳から５歳までの全ての子どもたちの利用料を無償化します。０歳から２歳児の子どもたちの利用については、住民税非課税世帯を対象として無償化とします。施設型給付保育所以外については、地域型保育給付や企業主導型保育事業についても同様に、３歳以上とゼロから２歳まででは異なりますけれども、無償化を行う予定となっております。２ページ目をご覧くださいと思います。幼稚園の預かり保育を利用する子どもについては、市町村から保育の必要性があると認定を受けた場合に限定されますが、月額１万１,３００円までの範囲で無償化されます。次に認可外保育施設です。認可外保育は、地方自治体特目の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、事業所内保育など、いろいろな形態がありますが、今のところそれぞれの形態でも、無償

化の対象とする方向で議論されているところでございます。ただ前提としまして、都道府県の認可外保育施設の届出をした事業所となる予定となっております。さらに地域子ども・子育て支援事業にあります一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業というのも、上限額がありますけれどもそれぞれ無償化の対象ということで検討がされているところです。3ページ目を見ていただきますと、幼児教育の無償化の具体的なイメージ図ということでして、左側の列に保育の必要性のある3歳から5歳児とそれ以外の3歳から5歳児で、無償化の対象となるそれぞれ施設やサービスを整理した表になります。次の4ページ目をご覧くださいと、現在、国において行われている無償化の取り扱いがございまして、多子世帯やひとり親世帯や生活保護世帯について保育料の負担軽減措置が図られております。この中段に、多子世帯についての軽減措置が書いてありますが、第2子を半額、第3子から無償となっております。ただし年収約360万円以上の世帯の場合は同時に保育所などを利用している就学前の児童のみを第1子、第2子、第3子とカウントする扱いとされておまして、幼稚園の場合は小学校3年生までの児童をカウントするという扱いになっております。

次のページに、北海道が実施している多子世帯の保育料軽減支援事業であります。道の事業はこの国の無償化に上乗せをしまして、国で第2子半額とされているところを無償化とする制度となっております。さらに国との違いというのは、同時に保育所を利用している就学前の児童のみからカウントするという国の制限を撤廃しておまして、就学した子どももカウントの対象としまして、実際の第2子から無償化するという扱いをしております。ただし、対象が狭まっております、3歳未満児のみについて年収約640万円未満の世帯という制限を設けています。

次の6ページ目をご覧くださいと、道内市町村で保育料無償化に取り組んでいる市町村の状況が表になっています。今後の議論については、次期計画期間となる平成32年度以降、この道の多子世帯の保育料軽減支援事業のあり方も同じように取り組んでいくのか、若干内容を変えたほうがいいのかを御議論いただきたいと思っております、あらかじめ他県の取り扱いなども情報収集しながら、次回以降御意見等いただきたいと考えております。

次に2点目となりますけれども、7ページ目になります。この部会の中でも以前に議論いただいたものなのですが、保育所や認定こども園の保育士の配置基準の特例の扱いです。道の児童福祉施設の基準条例におきまして保育従事者を常時保育所は最低2名配置しなければいけないという義務づけがされています。例えば朝夕の時間帯などに乳児が1人しかいないという場合であっても最低基準では2名保育士を配置しなければならないところですが、この特例によりまして、保育士1名と子育て支援員の2名体制でも可とする扱いをしております。また2番目に幼稚園、保育士資格のない幼稚園教諭を、必要保育士数の3分の1を超えない範囲内で保育士に代わって活用できる特例があります。3番目に、11時間開所、8時間労働としていることで、最低基準上必要である保育士を上回って配置

する場合に、子育て支援員を活用することができる特例があります。さらに、この特例を活用できるのは、待機児童または潜在待機児童が発生している地域に限定しております。この部分は今後、議論の焦点になるかと思っております。今後、市町村や事業者の皆様に広く御意見をいただきまして、それをもとに部会において今後の次期計画以降のこの特例の扱いについて審議いただければと考えております。8ページ目に、9月1日現在で、特例により保育士等を配置している保育所の一覧を付けてございます。なお、旭川市につきましては、保育所と幼保連携型認定こども園は旭川市の基準の中でこの特例を定めておりますのでこの表には入っておりませんが、45か所ほどの保育所が特例を実施していると伺っているところです。

次の9ページをご覧ください。子育て支援研修についてですが、当研修は都道府県も各市町村でも開催することが可能となっている研修でして、この支援員に認定された者が地域型保育給付の小規模保育事業や一時預かりや地域子育て支援事業に従事できるという扱いになっており、北海道では平成27年度から昨年度までに800人を超える支援員を養成してきております。ただ、養成しているが、これまで認定してきた支援員たちが、どこでどういうふうに活躍をしているのかを、実は把握しておりませんでした。受講された方に対するアンケートの中でも、支援員になってどこで就職できるのかわからないという声があったり、一方で市町村でも活用したくても自分の市町村内に支援員がいるのかすら分からないという意見などもございましたので、支援員の養成だけではなくて今後どのように活用していくのかということも検討してまいりたいと考えております。現在実態把握ということで、受講済みの支援員のほか、市町村や事業所などにアンケート調査を実施しており、その結果を取りまとめた後、研修のあり方や支援員の活用などについて、この審議会で御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### 【松本部長】

ありがとうございます。これは今日ここで議論して決めるというよりは、今後この場で検討することの、議論項目の頭出しということかと思えます。3点ありましたので、もう一度おさらいでそれぞれ3つ、何を議論しなければいけないかをまとめていただけませんか。1点は、無償化に関すること、要するに。

#### 【子ども子育て支援課 高木主査】

1点目は、国の無償化が10月から実施されますが、現在の北海道の多子世帯保育料軽減事業の部分と、国の無償化の部分とが重なっておりませんので、双方フォローしながら、無償化を今やっっていける状況になっております。ただ、道のほうの多子世帯の保育料の軽減については、今年度いっぱいの計画でして、次年度以降新しい計画を作る際、子育て世代の経済的負担の軽減という施策の方針の中でこの多子世帯事業の見直しについて御意見いただきたいというのが、まず1点です。

2点目は、先ほどの保育士の配置特例についても、今年度いっぱい一度見直しをしまして、32年度以降のこの特例の扱いを全くやめてしまうのか。または特例を続けるとして、北海道が若干絞っております待機児童が発生している地域という要件をどうするか。この部分が一番重要な論点となるのですが、これにつきまして御意見をいただきたいというものです。

3点目については、今まで子育て支援員の研修は札幌だけで行ってきておりますので、次期計画以降、今後地方での開催も含めて、いろいろな広い判断のもとで御意見をいただきたいという意図でございます。

#### 【松本部長】

分かりました。それで進め方の確認なのですが、これは、それぞれ3点大変大事な点かと思えますけれども、次回以降32年度からの計画づくりが議論するにあたり、その中に反映させるという意味合いですか。そう受けとめてよろしいですか。共通の理解を作っておかないといけません。計画づくりとの兼ね合いで、この3点が論点として出ていると理解するのか、それとも、計画づくりとはちょっと分けて議論するのか、ということです。

#### 【子ども子育て支援課 鈴木課長】

ただいま申し上げた3点の事項について、幼児教育の無償化に関しては、先ほど申し上げたとおり計画の積み上げ量と関わってまいりますので、リンクしてくると思います。ただし無償化それ自体をここで議論するものではなくて、無償化に伴う影響部分をサービスの積み上げ量という形の中で見ていただくという点が1点です。

2点目の多子世帯の保育料軽減支援事業というのは、これは道が単独で行っている事業です。この事業は、来年度までの3年間で実施するように時限が切られていて、来年10月から保育料の無償化が3歳以上を中心に始まりまして、重複してはいないのですが、2歳以下の部分で今道が独自にやっているこの事業を今後も継続して行っていくということに関して、行っていくべきなのかどうか、あるいは、行うことに関してやや趣を変えて行っていくべきなのかどうかを御検討いただくのですが、これは計画の目標、作成などとは直接的には関係していません。

3つ目の子育て支援員。研修のあり方についても、子育て支援員は現状の3期計画の中には何人養成するとか、何人確保するとかという目標値は特に掲げておりませんが、子育て支援員を活用していくということは触れております。先ほど担当の説明にもあったように、養成するための研修会の場は作ってきたのですが、作っただけでは活用に結びつかないといった課題がありますので、現実には支援員としての資格を持った方が現場で活用されていくのか、させていけるかということについての方策めいたものや、あるいはこの研修の開催方法の工夫などを我々は考えていきたいと思っております。なお、これも計画の目標、作成などとは少し離れます。しかしながら、その方策について我々が考えたことに関し

て皆様方の御意見等を伺いたいと考えているものです。

ですので、計画に絡めてという点で申し上げますと、1点目の幼児教育の無償化の部分と、2点目、3点目の検討部分とでは趣が異なるものとお考えください。

#### 【松本部長】

今の時点でのお考えがわかりましたので、計画に絡むもの、絡まないものがあるということ。あとは、実際の議論の中身をしてやっぱり計画のほうに跳ね返していくということが出てくるかもしれませんし、それとは別として何かいろいろなことで進んでいくということもあるかもしれないですね。ですから、今日はそれぞれ3点について1点ずつ丁寧に議論をしていく時間ありませんし資料もございませんので、今のことに次回以降議論することについて議論の仕方であるとか、あるいは、議論の際に提示しておくべき資料であるとか、あるいは、基本的な議論のときのお考えのことについて大きな所から御発言いただければと考えておりますけども、いかがでございましょうか。宮澤委員。お願いします。

#### 【宮澤委員】

委員の宮澤です。現在保育士をしております。小樽市内の認可保育所で保育士をしてるのですけれども、先ほどの加藤委員や品川委員の話も浮かびますが、本当に現場では保育士が足りていません。今日、現在も私も子供が午睡に就いて、お昼寝させてから、小樽から高速バスに飛び乗って参りました。休みもなかなか取れない状況の現場です。それで、午睡中の保育士たちに「今日こういう会議って来るんだけど、現場の声は、何、何か届けてくることはないですか。」と聞いたら、こちらの7ページの基準ですね、保育士の設置基準。この基準をぜひ緩やかにして欲しいという現場の声です。おおむね私は今、0歳児に入っておりますけれど、4人の0歳児を2人の保育士で見えています。これでも手いっぱい状態で、3人に1人の保育士ということはまず現場では考えられないというか、大変な仕事になります。そうですね加藤先生。それで、先ほどの多子世帯のことで北海道独自の基準が可能だということがわかりました。ぜひ保育士の配置についても、北海道の独自の設置基準を見直していただきたいと思います。そうすると、保育の質の向上にもつながりますし、あと子どもと1日接して感じるのが、子どもがパッと電気がついたように輝く瞬間が何度かあるんですね。一番輝く瞬間は保護者がお迎えに来る時です。こうやって保育の現場での支援策がいろいろこういう現場で話し合われて、充実していくのはありがたいのですが、それと合わせて家庭の教育の能力が衰えていかないように、例えばこの保育園任せ、幼稚園任せ、こども園任せにならないように、子どもを育てていかなければならないと思います。そういうふうな、本当に先を見据えたお気持ちで計画を作っていただきたいと思います。

#### 【松本部長】

はい。ほかに。はい、どうぞ。

【前田委員】

お疲れさまです。北海道私立幼稚園協会の前田です。ちょっと論点から外れるかもしれませんが、無償化の件について。無償化についての議論はもちろんまだ決まってませんので、これは私もわかりませんし、皆さんわからないと思うのですが、無償化に向けて10月からという形になっておりますが、今回の12月で大体のおおむねの方針は出るといっても、各市町村に大体通知が来て、そこから各幼稚園団体、保育園団体、認定こども園団体と通知される。現物給付や償還払いなど、市町村の裁量で任されている部分が結構多いのです、そういう対応が、市町村は通知が来ないと何もできないということになってしまいますので、何となくでも良い、そのスケジュールを、いつどんな感じで動いて、道から市町村にレクチャーされるかをちょっと教えていただけませんか。お願いいたします。

【子ども子育て支援課 野田主幹】

無償化に関します今後のスケジュールなのですが、直近の予定では、国の予算が多分例年どおりでいけばクリスマス時期に大枠が示されます。無償化の具体的な部分については、1月11日にテレビ会議にて各振興局及び市町村を対象といたしまして、内閣府から実務の説明がある予定です。道として説明の機会を設けてもらえないかと内閣府へ依頼したところ、承諾を得られたものですから、説明会を行うこととなりました。そこである程度の情報をつかめる、あるいは、資料が示されれば、すぐ振興局を通じて市町村等に配るつもりです。その後は、必要な法令改正も当然出てくるかと思えますけれども、その情報がわかり次第、随時、正式なものでなくても、案の段階でも提供していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

【松本部長】

今事務局から3点、今後の議論はここでしなければいけない点ということでお示しいただきました。そのことで御意見をいただいたり、御質問いただきましたけども、全体の議論の進め方について御意見がもしなければ次に行きたいと思えます。今日はこの中で一セットにそのような課題についての議論をするというよりは、こういうことを全員で共有することを、まず今日の部会での目的にしたいと思えますけれども、よろしいでしょうか。

それで、もしこれ議案が大変重要な案件3つですので、議論にあたってこういう資料を出して欲しいとかそういうことがもしありましたら事務局のほうまでお伝えてください。議論が有益になるかと思えますので。

それでは、この件については一旦終了して、次の議題に移りたいと思えます。

審議（5）

【松本部長】

議案の5点目ですね。お願いします。

【子ども子育て支援課 野田主幹】

続きまして、放課後児童クラブに係る従うべき基準の見直しについてです。お手元に配付しております資料5をご覧くださいと思います。放課後児童クラブの運営等につきましては、市町村が条例で基準を定めることとなっております。厚生労働省令で定める基準に従い定めるとともに、他の事項についても本省令で定める基準を参酌して定めることとなっております。現在、内閣府におきましては、地方分権改革有識者会議などにおいて、厚生労働省令により定める職員に係る人員数や資格要件などの従うべき基準を参酌すべき基準に緩和し、地方の実情に応じた取り扱いが可能となるよう、地方分権改革を推進する観点から見直すこととして検討が行われております。なお、見直しの時期に関しては、国からの詳細なスケジュール等は示されておられませんけれども、報道等によりますと、年内には閣議決定をされて、来年度には見直しすることで検討がなされているとのこと。こうした状況を踏まえて、道としましては、放課後児童クラブは、子どもの健全な育成支援を行う上で重要な役割を担っておりますことから、適切な処遇が図られる運営体制の確保が必要であらうと考えています。

2枚目をめくっていただければと思います。道では今後、放課後児童クラブの運営に当たっての留意点をマス内の右側に記載した内容により、実施主体である市町村へ通知する事を検討したいと考えております。留意点の内容についてですが、まず、質の確保等の観点では大きく4つの事項を記載しておりますが、第1に「次の処遇の適切に図られるよう、必要な職員を確保し、体制の整備に努めること。」特に、留意していただきたい事項といたしましては、「子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、発達の個人差を踏まえて一人ひとりの心身の状態を把握しながら育成支援を行うこと。」そして、「子供が安全に安心して過ごせることができるような環境整備や緊急時に適切な対応ができるようにするための援助を行うこと。」次に、第2に「放課後児童支援員は、道が実施する放課後児童支援員の資質向上研修を受講するなど、常に資質の向上に努めること。」第3「また、道が実施する放課後児童支援員認定資格研修を受講するよう努めること。」第4「やむを得ず、無資格者」も想定され得るわけですが、アスタリスクの先の①から⑦、左の欄に記載しているところ、「(①から⑦のいずれの資格を有してない者)を配置する場合であっても、道などが実施する子育て支援研修を受講するなど、資質の向上に努めること。」それから安全性の確保という観点から、「放課後児童クラブ運営指針の策定について」。平成27年3月11日付けで、国のほうから発出されておりますが、この通知中の「第6章第2章以降の衛生管理及び安全管理に基づき安全対策に努めること。」具体的に申し上げますと、災害時等の避難訓練などに努めていただきたいという趣旨でございます。その他としまして、「キャリアアップ処遇改善事業の活用を図るなど、職員の処遇改善や勤務環境の整備に努めること。」昨

今、人材不足ということで、参酌基準への緩和という議論も出てきている背景ではあるのですが、もちろん人材がないからといって何もしないわけではなく、国も人件費のアップを進めるため、昨年度からキャリアアップ処遇改善事業として、経験年数に応じた最大3万円までの賃金の上乗せに対し助成事業を行っております。道としてもそのような制度を活用していただくよう努めることということで記載をさせていただいております。

以上の内容を現時点で検討しておりますけれども、道が通知する必要性や、仮に通知するにした場合にこの留意事項の内容でよろしいのか、あるいは、通知を出すとした場合の発出時期をどうするかについて御意見をいただきたいと存じます。先ほども申し上げましたが、例えばこういった大枠が決定される閣議決定が年内に示されると、そのあと国では、従うべき基準を定めている児童福祉法の改正が出てきます。次期国会の中で提案され、審議されていきますので今の時点で発出時期をいつまでにとは申し上げられないのですが、我々としては、閣議決定された段階で出すべきではないかと現時点では考えてはいるのですが、そういった考えに対して御意見を今回頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 【子ども子育て支援課 鈴木課長】

なぜこういったことを皆さん方に御意見を伺うかという背景について軽く触れておきます。地方分権改革に基づきまして、市町村で放課後児童支援員の方を確保することがなかなか難しいといった声が市町村から出ておりました。現状、従うべき基準によりということでも最低2名の支援員がいなければいけないとか、あるいは、保育士や社会福祉士の資格を持った方でなければならないとか、なおかつ研修を受けなければいけないといったハードルがあることによって、なかなか人材を確保できないといった背景がありまして、一部の町村から国のほうに規制を緩和して欲しいという要望があったことを受けて、今回こういうことを国が検討している、閣議決定を前にしているといった状況があります。ただ、一方で現場における質の確保が十分できるのかといったことを危惧する声もありまして、札幌市などにおいては、国に対して、これまでどおりの従うべき基準のままで良いということで参酌すべき基準にすべきではないというような意見書を出しているものも多く出てきております。私どもも、これに関しては学童保育連絡協議会という団体がございまして、この団体にも御意見をお聞きしましたところ、やはり保育の質、要保護児童の保育や教育における質の確保という部分において一部懸念があるという声も聞かれております。基準の内容は市町村が条例で定めることができることになっておりまして、都道府県の条例で制限できるものではありません。ただ我々道ができることとして、そこを強制することはできませんけれども、やはり安全を確保する上で最低限申し上げておかなければならないことを、この留意事項ということで整理して市町村に促していきたいと考えたものですから、皆様方で御意見を伺わせていただきたいということで今日お話をさせていただいたところです。

### 【松本部長】

お諮りいただいた趣旨について今課長のほうから御説明いただきました。ですので、法改正を待ち、仮決定で出た段階で、道としては、きちんと質を確保することを念頭に置いてそれぞれ対応してくれという形での考え方を示したい。そういうお考えだということになります。西村委員。お願いします。

### 【西村委員】

札幌市で小学校の校長をしております、札幌市は今おっしゃったような見解が出ているということも聞いておまして、内心ほっとしているところです。いろいろな提案があって、北海道は広いですから実情はさまざまだと思います。先ほどの学童保育の件も、小学校の中にミニ児童クラブってということで入れてるものもありまして、私の前任校もそうでした。今の勤務校は学校の近くに児童会館があります。道の校長会の仕事をしていると、今閉校などで、どんどん小学校の数が少なくなっていって、そこにあった小学校がまた違う利用のされ方をするということもあり、また札幌市よりは広い地域の子供たちが通って来ているためお迎えの問題などがあって、状況はすごく様々かと思うんですよね。なので、やっぱり最後は市町村が実情を見て判断ということになると思うのですけれども、それが一つと。

もう一つ、小学校の側としては大変です。本校は西区の西野というところなんです、以前はそんなに住宅はなかったのですが、今や住宅街です。でも、今3分の1の子が学童保育に行って、お迎えの最後は7時ということで、館長さんともいつもやりとりをしてインフルエンザや災害があったときなど連絡を密にして連携してやっております。大変ありがたい存在であります。ですから、やっぱり資格を持った方がきちんといらっしゃることと、ただ、児童の人数が増えてきていて、学校によってミニ児童会館の1人当たりの面積が本当にわずかという、もう満杯状態というところもあります。でも働く親御さんにとってはそこに預けなきゃいけないという都合があります。ですから、やっぱり事故が起きたりケガをさせたりっていうことが一番心配なんだと思うんですが、前任校のミニ児童クラブのときに、子育てを終えた、今お子さんが高校生や大学生になったお母さんが支援員として手伝いに来てくださっている地域がありました。ですから、女性が働くということでもありますし、地域でPRをして、お仕事をされていない地域のお母さんで例えばPTAの活動に携わってきたりなどして、すごく地域の子どもたちを見る目を持っているという人材も、ないことはないと思うのです。本校にもそうした人材がおります。子どもが6年生で卒業してしまうと、もう学校のPTAではなくなってしまうんですが、そういう卒業生のお母さんもいらっしゃいます。ということで、それぞれの地域によって実情が違うと思うので、一律の方針を示すのは難しいと思うのですが、心配されているとおり、ある一定の質の確保っていうのは、子供の安全を守るという面でも外してはいけない視点だと思います。

あと蛇足になるんですが、先ほどの幼稚園教諭や小学校教諭を子育て支援員にという話がありました。今、小学校も欠員が出て、産休・育休に入った後の欠員補充が足りていない状態です。ですから、小学校の教諭採用試験を受けるっていう倍率もがくんと落ちて、2倍を切るぐらいになっていますので、支援員としての活用は現実的ではないかな、と思います。ただ、今本校にもいるのですが、子育てでもう小学校教諭との両立が難しいと退職を考えている女性教諭がいます。この先生が、例えば自分のお子さんのいるところで、そんな待機児童がいるとかという枠ではなくて自分のお子さんがある地域に、そういう資格を持っているのですから関わることでできないのかな、もったいないな、33歳でお仕事を辞めてしまうのかな、といろいろなお話を聞きながら、思っていました。参考になればと思います。

**【松本部長】**

今、道の御提案について御指示の方向での発言ですね、ほかいかがですか。よろしくお願ひします。

**【八乙女委員】**

質の確保のところでは資格研修や向上研修といった研修のことが書かれてるのですけれども、これは無料で受けられるということでしょうか。

**【子ども子育て支援課 野田主幹】**

資質向上研修と認定資格研修の両方とも、今この場で金額は申し上げられないのですけれども、1,000円か2,000円程度の資料代ということで自己負担をいただいて進めております。

**【八乙女委員】**

無料で、しかも勤務時間内の活動として扱われたほうが、きっと皆さん受講されると思うので、その点もちょっと考慮していただければと思います。あと、支援員は専ら支援の提供に当たると書いてあるんですけれども、ここの部分も何か副業だとか、各児童クラブの運営に関わらない範囲での兼業とか副業とかも認めていただけると、もっとなり手の方がいらっしゃるかなと思いましたので、ちょっと御意見申し上げます。

**【松本部長】**

何かありますか。これは、兼業はありうる…。

**【子ども子育て支援課 野田主幹】**

兼業あるいは副業に関しては、放課後児童クラブは、土日は学校休みですので8時間運営しなさいと国の通知が出ておりますが、平日は大体15時ぐらいから大抵の放課後児童ク

ラブが開設しておりますので、その点で副業といいますかアルバイトだとかを別段制限するものはございません。

**【松本部部长】**

これは個々の事業所での判断ということになるのかなど。今のは、こういう道としての通知を出すということには賛成の立場からであれば、むしろ研修を受けるような条件をきちんと整備することも含めて進めていくべきという発言ですね。ほか、いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

私自身もこの間の制度の動きを見ますとやっぱり、放課後のところはきちんと法的に位置づけて制度化して条件を整備していこうという流れの中で、資格あるいは研修の話が出てきているかと思います。そこでやっぱり今の動向を見ますと、一つのところで1名が良いというような、場合によってはかなり安全の問題に支障を来すような、今の大きな方向と逆行する恐れがあると考えますので、そこはきちんと今の制度化を強化していく方向の中で、それぞれが判断していくべきだというお考えを道として示されるということが大変大事ですし、次年度からのこともありますので、なるべく早いタイミングで出す意味で、閣議決定の後というお考えについても大変大事なことだと考えております。そういうことで、この場で特に御異論がないでしたら、そういう確認をいただいたということで、この件については終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、予定していた議事は5点終了いたしました。

|      |
|------|
| 報告事項 |
|------|

**【松本部部长】**

続いて報告事項をお願いいたします。

**【子ども子育て支援課 丸山主幹】**

資料 6-1 と 6-2 をご覧いただきたいと思います。子ども・子育て支援部会の委員改選について御説明いたします。部会の現委員の任期は30年12月23日までとなっております、12月24日から32年12月23日までが新しい委員の任期となっております。部会の委員の部会の構成等には変更はありませんので、審議会委員6名と特別委員として任命した11名を審議会会長が指名することとなっております。現在委員の任命・指名に係る事務的な手続を進めておまして、近日中に任命・指名の決定を行いたいと考えております。最後に資料6-2はこの部会の設置要綱ですけれども、条例との整合性を図るために部会員の会長による指名の規定を一部改正しております。後ほど確認していただければと思っております。説明は以上であります。

**【松本部会長】**

よろしゅうございましょうか。ご報告いただきましたように、次回から新しい委員会で、ということにあわせて、多くの委員はご留任で引き継がれるというふうに伺っていますけれども、今日で交代されるという方もいらっしゃるかと思います。本当にありがとうございました。それでは、これで予定された議事は全て終了いたしましたので、事務局にお返しをいたします。

閉 会

**【子ども子育て支援課 丸山主幹】**

松本部会長、各委員の皆様、大変お疲れ様でございました。今後も各委員の皆様におかれましては、それぞれの立場で引き続き御協力いただきたいと思いますと考えております。どうぞよろしくお願ひします。

それでは、これをもちまして平成30年度第1回北海道子どもの未来づくり審議会子ども子育て支援部会を終了させていただきます。委員の皆様、本日はありがとうございました。